

毎週月・水・金曜日発

富山県報

令和元年6月5日

水曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 1
- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定 2
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 3
- 政治団体の設立届出の公表
- 政治団体の名称等の異動届出の公表 4
- 政治団体の解散届出の公表 5
- 参議院議員通常選挙における立候補予定者事務説明会の開催
- 公職選挙事務処理規程の一部改正 6
- 選挙公報発行規程の一部改正 8
- 最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部改正 9

告 示

富山県選挙管理委員会告示第54号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号に規定する、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取消した旨、富山市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和元年 6 月 5 日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所在地
富山市榎ヶ原集落センター	富山市榎ヶ原 626 番地 1

富山県選挙管理委員会告示第55号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、南砺市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

施設の名称	所在地
南砺市城端交流センター	南砺市城端 969番地 1
南砺市南山田交流センター	南砺市野田1369番地
南砺市大鋸屋交流センター	南砺市大鋸屋 123番地
南砺市藁谷交流センター	南砺市藁谷1167番地
南砺市北野交流センター	南砺市北野1193番地 1
南砺市利賀交流センター	南砺市利賀村 184番地
南砺市井波交流センター	南砺市山見1739番地 2
南砺市南山見交流センター	南砺市川原崎15番地
南砺市山野交流センター	南砺市飛驒屋20番地
南砺市高瀬交流センター	南砺市高瀬 724番地 2
南砺市井口交流センター	南砺市蛇喰1009番地
南砺市福野北部交流センター	南砺市野尻 652番地 2
南砺市福野東部交流センター	南砺市野新 393番地
南砺市高瀬西交流センター	南砺市森清3148番地
南砺市福野南部交流センター	南砺市広安 333番地 3
南砺市福野西部交流センター	南砺市布袋48番地 1
南砺市安居交流センター	南砺市安居 199番地 2
南砺市福光交流センター	南砺市福光1137番地
南砺市石黒交流センター	南砺市川西 385番地

南砺市広瀬交流センター	南砺市竹内 241番地
南砺市広瀬館交流センター	南砺市祖谷28番地 1
南砺市西太美交流センター	南砺市才川七1744番地 3
南砺市太美山交流センター	南砺市太美 1 番地
南砺市東太美交流センター	南砺市土生新 522番地 3
南砺市吉江交流センター	南砺市荒木5382番地 1
南砺市南蟹谷交流センター	南砺市砂子谷1500番地

富山県選挙管理委員会告示第56号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
病院	魚津病院介護医療院	魚津市友道 789 番地	令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会告示第57号

政治団体の設立届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項の規定により、次の政治団体から設立届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設 立 年 月 日	届 出 年 月 日
富山県警備業連盟	成 伯 仁 志	吉 田 哲 夫	富山市西公文名町10-28	R1. 5.15	R1. 5.17

富山県選挙管理委員会告示第58号

政治団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第7条第1項の規定により、次の政治団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日	届 出 年 月 日
自由民主党小杉連合支部	永森 直人	会 計 責 任 者	高 畑 吉 成	中 村 文 隆	H30. 4.30	H31. 4.15
自由民主党富山県参議院選挙区第二支部	堂故 茂	主たる事務所の所在地	富山市太郎丸本町3-7-1	富山市舟橋南町3-15	R1. 5.12	R1. 5.21
自由民主党富山県支部連合会	宮腰 光寛	会 計 責 任 者	癩 師 富 士 夫	筱 岡 貞 郎	R1. 5.25	R1. 5.28

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日	届 出 年 月 日
柳瀬青年同志会	近藤 憲司	主たる事務所の所在地	砺波市柳瀬428	砺波市東開発124	H31. 4.1	H31. 4.11
		代 表 者	近 藤 憲 司	宮 嶋 秀 輔		
		会 計 責 任 者	宮 嶋 芳 隆	中 嶋 陽 一 郎		
種部恭子とあしたを紡ぐ会	清水 尚道	主たる事務所の所在地	富山市西田地方2-5-5	富山市西田地方2-12-4	R1. 5.8	R1. 5.8

堂 故 茂 後 援 会	森本 太郎	主たる事務所の所在地	富山市太郎丸本町3-7-1	氷見市北大町3-5	R1. 5. 12	R1. 5. 21
広野ただし友士会	廣野 允士	主たる事務所の所在地	富山市安養坊529-1	富山市二口町4-9-10	R1. 5. 14	R1. 5. 27

富山県選挙管理委員会告示第59号

政治団体の解散届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、次の政治団体から解散届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由党富山県第1区総支部	広 野 允 士	庄 司 宗 令	富山市安養坊529-1	H31. 4. 26	R1. 5. 27
自由党富山県総支部連合会	広 野 允 士	庄 司 宗 令	富山市安養坊529-1	H31. 4. 26	R1. 5. 27

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
朝日町を明るくする会	中 陣 将 夫	荒 尾 勇 二	下新川郡朝日町泊446-1	H31. 4. 8	H31. 4. 8
明和ぜんいちろう後援会	明 和 玄 三	明 和 俊 一	中新川郡舟橋村海老江16-1	H31. 4. 29	R1. 5. 13

富山県選挙管理委員会告示第60号

参議院議員通常選挙における立候補予定者事務説明会の開催について

令和元年執行予定の参議院議員通常選挙（選挙区選出議員選挙）における立候補

手続、選挙運動等について、次のとおり説明会を開催する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

- 1 日時 令和元年6月24日 午後1時30分
- 2 場所 富山県富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室

富山県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙事務処理規程の一部改正について

公職選挙事務処理規程（平成12年富山県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第13条中「令第26条（指定投票区の指定等）第2項」を「令第26条（指定投票区の指定等）第3項」に改める。

第21号様式その1中

5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男	人	計	人	備 考
	女	人			
6 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	男	人	計	人	備 考
	女	人			
計			人		
7 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者 (氏名)	拒絶理由		拒絶年月日		備 考
	計	人			

を

5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男	人	計	人	備 考
	女	人			
6 公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男	人	計	人	備 考
	女	人			

7 公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男女 人 人 計 人	備考	
8 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	男女 人 人 計 人	備考	
計	人	/	
9 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者 (氏名)	拒絶理由	拒絶年月日	備考
計 人			

に改める。

第21号様式その2中

5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男女 人 人 計 人	備考	
6 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	男女 人 人 計 人	備考	
計	人	/	
7 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者 (氏名)	拒絶理由	拒絶年月日	備考
計 人			

を

5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男女 人 人 計 人	備考	
6 公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男女 人 人 計 人	備考	
7 公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員	男女 人 人 計 人	備考	
8 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	男女 人 人 計 人	備考	
計	人	/	

9 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備考
(氏名)			
計 人			

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第62号

選挙公報発行規程の一部改正について

選挙公報発行規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第2条第1項中「1通」及び「1葉」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の写真は、選挙の期日前6箇月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向上半身像のものでなければならない。

第2条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の掲載文を次条第1項の原稿用紙に記載し提出する場合は、第1項の写真は手札型大のもので、裏面に候補者の党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 県の委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（県の委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録しなければならない。

第3条第5号中「記載」の次に「し、又は記録」を加え、同号を第6号とし、同条第4号を第5号とし、同条第3号中「記載」の次に「し、又は記録」を加え、同号を第4号とし、同条第2号を次のように改める。

(2) 無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

第3条第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の県の委員会が提供する電磁的記録に掲載文を記録するときは、前条の写真を併せて記録しなければならない。

第4条中「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

第5条の見出し中「記載」の次に「又は記録」を加え、同条第1項中「第8条の規定により印刷した場合において、」を「文字が著しく小さいことその他の事由により」に改め、同条第3項中「字句」を「原稿用紙に記載した字句」に、「原稿用紙の当該上部欄外に」を「当該原稿用紙の上部欄外に」に改める。

第6条第1項中「修正した掲載文1通」を「原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文」に改める。

第8条第1項中「写真製版により」を削る。

別記第1号様式中「別紙」を「別添」に、「一葉」を「別添のとおり」に改める。

第3号様式中「別紙」を「別添」に改め、「修正文一通を添え」を削る。

第4号様式中「写真製版」を「掲載」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第63号

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部改正について

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程（昭和23年富山県選挙管理委員会告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第1条中「写真製版により」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。